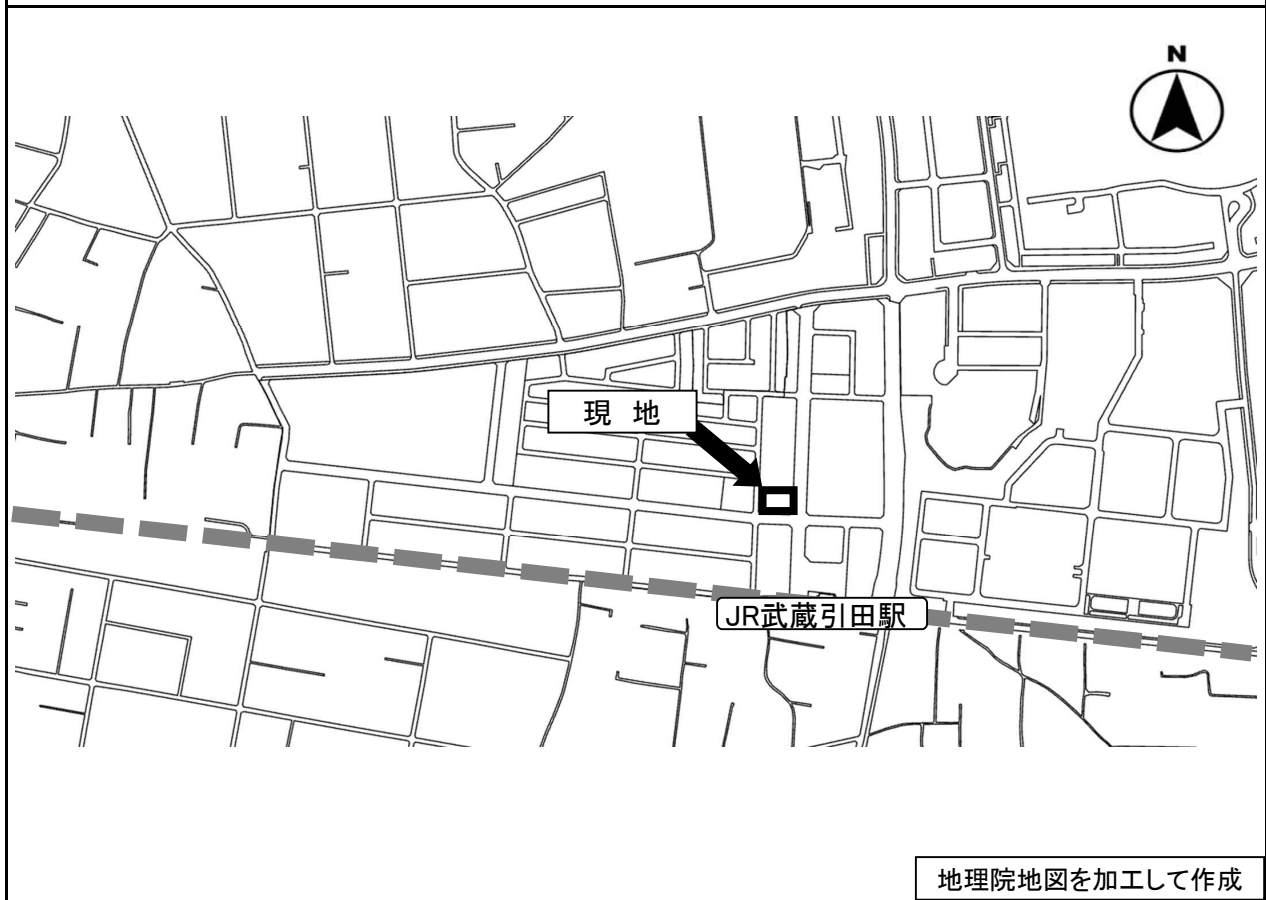


物件番号 R7-3-1		物 件 調 書				
所 在 地		秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業地内 1 5 街区 8 号及び 9 号				
地 積		212.28㎡（2筆合計）	地目	宅地	形状	明細図の とおり
道路幅員及び 接面状況等		東側は、幅員16.0mの舗装道路に等高で接している。 南側は、幅員12.0mの舗装道路に等高で接している。				
法令等 に基づく 制限	区 域 区 分	市街化区域				
	用 途 地 域	第二種中高層住居専用地域	特別用途地域	なし		
	建 ぺ い 率	6 0 %	容 積 率	2 0 0 %		
	高 度 地 区	第 2 種	防 火 地 域	準防火地域		
	日 影 規 制	（一）	その他の規制	武蔵引田駅周辺地区地区計画		
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容		
交通機関 (現地まで)	電 車	J R 五日市線「武蔵引田駅」から北方へ約100m、徒歩2分				
	バ ス	西東京バス「阿伎留医療センター」バス停から南西方へ約500m、徒歩7分				
公共機関 (現地から)	市役所	東方 直線距離約2,200m	中学校	東方 直線距離 約750m		
	警察署	北西方 直線距離約5,000m	小学校	南方 直線距離約1,200m		
	消防署	西方 直線距離約1,300m	図書館	東方 直線距離約1,700m		
	郵便局	南東方 直線距離 約700m	金融機関	北西方 直線距離約1,300m		
	公立病院	北東方 直線距離 約250m	スーパー (予定地)	西方 直線距離 約50m		
備 考	・ 当地は、 秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業の施行中の土地で、 1 5 街区 8 号は 仮換地、 9 号は保留地です。このため、落札者は、仮換地の所有者であるあきる野市及び区画整理 事業施行者のあきる野市のそれぞれから物件を買い受ける旨の契約を締結していただきます。（詳細 は、契約書案をご確認ください。）					
	・ 土地区画整理法に基づく換地処分のお知らせの日（令和 9 年 9 月（現事業計画））の翌日までは、本物件 を第三者に売却等を行うことはできません。（ただし、あきる野市が承認した場合を除く。）					
	・ 物件の引渡し後 1 年以内に、店舗又は事務所を目的とする建築物の建設工事に着工することを条件 とします。なお、換地処分のお知らせの日までの期間内に建物やブロック塀等の工作物を建築しようとする 場合は、土地区画整理法第 7 6 条の規定に基づく許可が必要になります。					
	・ 当地の地下埋設調査は、実施しておりません。					
	・ 電気、上下水道、都市ガス等の工事費用は、全て落札者の負担となります。					
	・ 現状有姿での引渡しとなり、説明等と異なる事項があった場合は、現状を優先とします。					
	・ その他の隠れた不具合等を発見しても、代金の減額や損害賠償を請求することはできません。					

案 内 図



明 細 図



地区の概要について

◆ 武蔵引田駅北口土地区画整理事業

本地区は、都心から西方約4.5km、周辺を河川と丘陵・山岳で囲まれた平坦な「秋留台地」の中央部に位置し、JR五日市線武蔵引田駅北側の東西約0.7km、南北約0.3kmの長方形に近い面積約19.5haの区域で、駅北口の駅前広場整備等の都市基盤整備と合わせ、住宅・商業・工業・農業のバランスのとれた、産業系複合市街地の土地利用を図る地区として、事業を進めています。

◆ 周辺の土地利用状況

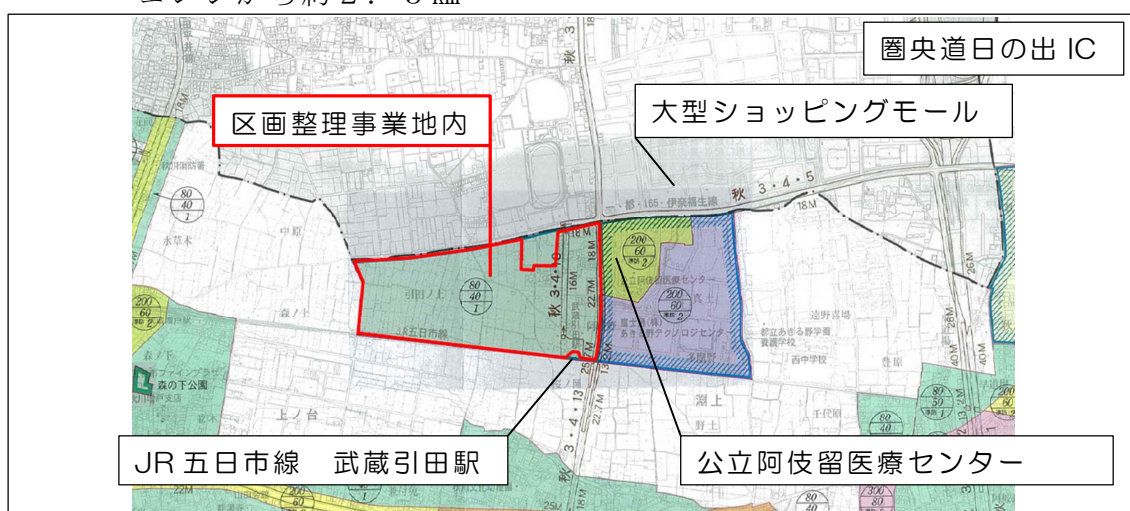
地区の南側及び西側は、農地が広がり、東側は、公立阿伎留医療センター及び大型ショッピングモールが隣接しています。北側は、西多摩郡日の出町の行政界と接し、農地、住宅及び大学のキャンパスがあります。

道路は、地区の東側に、幅員18mの都市計画道路が計画されており、北側は、幅員18mの都道が通過しています。

◆ 交通の状況

鉄道：JR五日市線武蔵引田駅下車徒歩約2分から7分（約0.6km）以内

車：圏央道日の出インターチェンジから約1.6km、あきる野インターチェンジから約2.5km



その他の留意事項

- ◆ 入札物件は、土地造成工事が完了しており、**現況有姿で売却**します。募集案内の内容や担当者の説明等と異なる事項があった場合は、**現況有姿を優先**とします。
- ◆ 土地の測量及び境界杭の埋設は、完了しています。なお、換地処分に伴う画地確定測量及び引渡後の買受人による実測によって**面積に差異が生じた場合も、売買代金の精算は行いません**。
- ◆ 隠れた瑕疵等が認められた際は、買受人において処理していただきます。発生した事項について、あきる野市は一切の責任を負わず、損害賠償等にも応じません。
- ◆ 供給・排水処理施設について
 - ・ 上水道：取り出し済みです（メーターボックスまで）。
使用は、東京都指定給水装置事業者店を通じ手続きをしてください。
 - ・ ガ ス：取り出し済みです。
建築計画時にガス業者にお問い合わせください。
※武陽ガス株式会社
福生市本町 1 7－1
0 4 2－5 5 1－1 6 2 1（代表）
 - ・ 下水道：汚水枡が設置されています。
使用については、あきる野市指定下水道工事店を通じ手続きをしてください。
 - ・ 電 気：電気の利用は、東京電力パワーグリッド株式会社へお問い合わせください。
 - ・ 電 話：電話の新設は、「1 1 6」番へお問い合わせください。
- ◆ 土地区画整理法第 7 6 条の申請について
換地処分の公告の日までの期間内に**建物やブロック塀等の工作物を建築しようとする場合は、法第 7 6 条の規定に基づく許可が必要**となります。
詳細は、引田相談事務所へお問い合わせください。